

盛岡大学・盛岡大学短期大学部における研究費使用に関する行動規範

平成24年4月1日制定

平成27年7月15日一部改正

盛岡大学及び盛岡大学短期大学部（以下「本学」という。）は、学術研究の信頼性と公平性を確保しつつ、更なる大学の学術研究体制の確立を担保するため、研究費の使用に関する行動規範を次のように定める。

本学の研究活動に携わる教員及び研究活動を支援する事務職員等すべての者（以下「教職員」という。）は、各々の責任と自覚をもってこれを誠実に実行しなければならない。

- 1 教職員は、研究費は大学が管理すべき公的資金であることを理解、認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
- 2 教職員は、研究費の使用にあたり、関係する法令・通知及び本学が定めるところの規程等の使用ルールを遵守しなければならない。
- 3 教職員は、当該年度の研究計画に基づき、年度末等の一定期間に集中して執行することなく、研究費の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。
また、事務職員については、教員の研究活動の特色を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
- 4 教職員は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- 5 教職員は、研究費の使用にあたり取引業者との関係において、社会の疑念や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
- 6 教職員は、研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識の習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。